

別表(第3条関係)

1	2	3	4	5	6	7
補助事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額	申請添付書類	実績添付書類
介護職員等安全確保対策推進事業	(1)鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(訪問看護ステーションを除く)を運営する法人 (2)鳥取県内で「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)上の指定を受けた障害福祉サービス事業所・施設等を運営する法人	安全確保に必要な機器等の整備費用 (1)通話録音装置 (2)次に掲げる防犯装置整備を導入するために必要な機器 ア 警備会社によるセキュリティシステムを導入するために必要な機器 イ 防犯機器 ・位置検索機能、緊急呼び出し機能付き防犯ブザー ・防犯ボタン付き携帯電話 ・その他の防犯機器	1/2	1事業所あたり50千円 ただし、申請限度は1回とする。	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-1号	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-1号
複数名訪問介護等支援事業	(1)鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を運営する法人 (2)鳥取県内で障害者総合支援法上の指定を受けた居宅介護事業所、相談支援事業所を運営する法人	利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問介護員等による訪問介護、居宅介護支援又は居宅介護、計画相談支援を行う場合の経費(利用者等からの同意が得られないために、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬の加算が適用されない場合に限る)	10/10	訪問回数×1,500円	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-2号	様式第1-1号 様式第1-2号 様式第2号 様式第3-2号